

学校生活について

「高校生活の手引き」から抜粋

坂上分校では、生徒一人ひとりがいきいきと活動し、お互いを高め合いながら成長していくことを目指しています。そのために以下のことを目標にして、有意義な高校生活を送りましょう。

- (1) 基本的な生活習慣を身につける。
- (2) けじめのある生活を送るとともに、すべてのルールを守る。
- (3) 学校や地域の行事に積極的に取り組む。

また、秩序と調和のとれた高校生活を送り、日々を実り豊かなものとするため、坂上の生徒が守るべき規則を生徒心得として以下に定めます。

生徒心得

1 服装・頭髪規定

(1) 制服

生徒は坂上所定の制服を着用しなくてはならない。

(2) ソックス

色は、白、黒、濃紺のものとする。

(3) 頭髪

清潔で高校生らしいものとし、パーマ、エクステ（つけ毛）、染色、脱色などの特殊な加工をしてはならない。

以上の各項に反した場合又は指導に従わない場合、『気付票』における段階的指導（懲戒等特別指導）を行う。

(4) 靴

① 革靴（黒・茶）または体育時に使用可能な運動靴とする。ただし高校生としての良識は守り、華美なものは避ける。

② 校舎内での上履きは学校所定のものとする。

(5) ベスト・セーター

① ブレザーは必ず着用する。

② そでやすそを出すなどのだらしない着方をしない。

③ ネクタイやリボンの着用がはっきりと確認できるものとする。

④ 色は、白、黒、紺、茶、グレー、ベージュとする。

(6) 防寒衣

色は白・黒・紺・茶・グレーで単色無地を基調とし、華美でないものとする。

(7) マフラー

華美でないものとする。

(8) 更衣時期

冬服 10月1日

夏服 6月1日

(9) その他

- ① 冬季にストッキングの使用を認めるが、色は黒かベージュのみで、柄やメッシュなどデザインの入ったものは認めない（無地のみ）。
- ② やむを得ない事情により正規の服装を着用できない場合は、担任教諭に届け出て許可を受ける。
- ③ 化粧(マスカラ・ファンデーション・色つきリップクリーム等)、アクセサリ類（ピアス・ネックレス・カラーコンタクト・指輪等）は禁止する。

2 風紀

- (1) 校内校外を問わず、生徒としての本分に反する行為及び秩序を乱すような言動は慎む。
- (2) 喫煙・飲酒など、法律で禁止されている行為は行ってはならない。
- (3) 暴力行為は、理由のいかんを問わず行ってはならない。
- (4) 欠席・遅刻をする場合には、必ず保護者を通じ学校に連絡をする。
- (5) 登校後は、下校時間まで許可なく校外に出てはならない。
- (6) 貴重品や必要以上の金銭は、学校に持参しない。
- (7) 金銭・物品の貸借はしない。
- (8) 無断で学校の備品や他人の所持品を使用してはならない。
- (9) 各種当番・役員は関係教諭の指導のもとに自発的に活動し、責任を十分に果たす。
- (10) 校内において、掲示・配布・発行を行う場合には、必ず担当教諭の許可を得なければならない。
- (11) 外泊をする場合は、必ず双方の保護者の承諾を得る。
- (12) 学校名を使用しての外部団体への加盟や対外的活動を行う場合は、校外活動許可願を提出する。
- (13) 高校生の出入りが禁止されている場所には立ち入らない。
- (14) 男女間の交際は、高校生らしく、明るく、お互いを高めあえるものにしよう。
- (15) いじめは絶対に許さない。お互いを尊重し、思いやりの心を持とう。

* 交通事故や犯罪等の被害に遭うなど、何か異常が発生した場合は、警察等関係機関に届け出た後、必ず学校にも連絡してください。また、警察・補導員等に補導・指導された場合もすみやかに学校（担任または生徒指導部）に連絡してください。

3 学校施設の使用

- (1) 公共物は常に大切に扱う。万一誤って破損・汚損・紛失した場合は、すみやかに学校関係者に届け出る。
- (2) 校舎内外の清潔・美化に積極的に協力し、気持ちのよい学校環境を作るように心がけよう。
- (3) 教室及び校具等を使用する場合は、必ず担当教諭に申し出て許可を受ける。また、使用するときは担当教諭の指導のもとで行い、終了後は後始末を確実に行う。

4 提出物・許可願

- (1) 学校から指示された提出物は期限までに必ず提出する。
- (2) 住所を変更した場合は担任に届ける。
- (3) 次の場合は、所定の許可願を提出して校長の許可を受ける。
 - ア アルバイト
 - イ 学校名を使用する校外活動
 - ウ 下宿（ただし自宅から通学が可能な場合は許可されない）
 - エ 自転車・バイク通学

5 下校時間

	一般生徒	部活動等
(1) 夏期時間（4月～10月）	17時	18時30分
(2) 冬期時間（11月～3月）	17時	17時30分

部活動等については顧問教諭がついている場合の時間延長は1時間程度とする。

6 交通に関する規定

交通安全は、「思いやり」と「譲り合い」の気持ちが大切です。生徒一人ひとりが正しい交通ルールとマナーを身につけ、それを習慣づけることで悲惨な交通事故から自分自身を守るようにしよう。

(1) 運転免許証の取得に関する規定

- ① 運転免許の取得は原則として禁止する。ただし、下記の条件の生徒でバイク（原動機付自転車）通学を希望する者については、保護者からの希望があれば免許取得を許可することもある。

(条件) 学校から10km程度離れており、自転車や自家用車での通学が困難な2、3年の生徒に限る（ただし原則として旧美和町内とする）。

- ② 3年生は下記の条件を満たした者に対し、普通自動車免許の教習・受験を願い出により許可する。

(条件)

- ア 進路が決定し、卒業に必要な出席及び成績を満たしている。
- イ 生徒本人と保護者が、原則として本校で主催する自動車学校入校説明会に出席している。
- ウ 学校の定める期間内で、かつ宿泊を伴わない。
- エ 学校の授業・行事を優先する。

オ 教習及び受験中は本校の制服を着用する。

カ 最終の運転免許試験及び免許証の取得は、卒業後とする。

(2) バイク通学に関する規定

- ① バイク通学を希望する生徒は、事前に学校が指定する（バイク通学希望者説明会）に参加し、その後、「バイク通学許可願」及び「誓約書」等を提出する。
- ② 「バイク通学許可願」を提出する。
- ③ 免許取得のための受験・受講は原則として夏季、冬季及び春季の長期休業中とする。
- ④ 学校主催の「バイク通学者・保護者対象の交通安全・実技講習会」に必ず出席する。
- ⑤ 道路交通法に違反したり、生徒指導上の問題を起こした場合、懲戒等特別指導の対象となり、また、バイク通学許可の「一時停止」・「取り消し」等の指導もあり得る。
- ⑥ バイク通学者は、強制保険だけでなく、任意保険にも必ず加入する。
- ⑦ 原付バイクには、学校所定のステッカーを貼る。
- ⑧ 原付バイクは50cc以下の原動機付自転車とし、スクーター型とする。バイクの色は、原則として黒・白・紺・ベージュ等の単色とする。
- ⑨ 原付バイクの改造は認めない（塗装・ステッカー等を含む）。
- ⑩ ヘルメット（フルフェイスのみ）は必ず着用し、色は黒か白の単色が望ましい。
- ⑪ 原付バイクは通学のみを使用し、また、一般生徒には貸してはならない。
- ⑫ 防寒具は、安全面を考えて適切な物を着用する。
- ⑬ ルール違反に対する指導のめやす
 - 1回目 2週間の使用停止
 - 2回目 4週間の使用停止
 - 3回目 許可の取り消し*免許証は、保護者預かりとする。

(3) 自転車通学に関する規定

許可を得たい生徒は、保護者の同意を得たうえ、通学許可願を提出する。

- ① 通学許可を希望する生徒は、保護者同意の上、通学許可願を提出し、学校所定のステッカーを貼る。
- ② 学校で実施する自転車点検を受けるとともに、日頃から点検・整備に努める。
- ③ 交通ルールをよく守り、「自分の命は自分で守る」とともに、「他人の交通を妨げない」ようにする。
- ④ 自転車保険に加入することが望ましい。

(4) その他

違反者は学則第32条により処罰を受けるものとする。

7 電話使用

(1) 電話の借用について

緊急時には、職員室または事務室の電話を借用する。

(2) スマートフォン・携帯電話等の使用規定

- ① 始業時から終業時までの使用を一切禁止する、電源を切った状態でカバンの中に保管または担任に預ける。
- ② マナー・エチケットの面からも、歩きながらの使用はしない。
- ③ 自転車乗車中の使用は、危険防止という面からも絶対にしない。
- ④ 以上の規則が守れない場合は「学校預かり」、「保護者召喚」等の指導をする。
- ⑤ インターネットやスマートフォン等上での誹謗・中傷、学校の品位を著しく損ねる書き込み等があった場合、懲戒等特別指導の対象となる。

8 アルバイト

(1) 長期休業中以外のアルバイトは原則として禁止する。

(2) 長期休業中に関しては、次の条件を満たしているものが許可願いを提出し、許可された場合にのみ行ってもよい。

- ① 正当かつ明確な理由があること
- ② 赤点科目がないこと
- ③ 保護者の承諾を得ており、相手業者と正式かつ適正な労働契約が結ばれていること

(3) 危険な業務、午後8時から翌午前8時までの労働、ゲームセンター・カラオケボックス等遊技場、酒類を提供する飲食店等高校生の就業が適切ではない業務は許可しない。また、アルバイトが本当に必要なものであるかどうかを家庭でも十分に検討し、許可された場合も、学校での事前指導を必ず受けること。無許可でアルバイトを行った場合は、特別指導の対象となる。

(4) アルバイトが許可された後、懲戒等特別指導を受けた者は許可を取り消す。

(5) 生活保護世帯または入学後における家庭環境の変化等、やむを得ない事情がある場合は、担任教諭に相談の上、許可願及び副申書を提出し、許可された場合にのみ特別アルバイトを行うことができる。特別アルバイトを行えるのは土曜・日曜・祝日（学校行事等がある日及び考査期間中は除く）のみで、その他の条件は上記(2)・(3)・(4)に同じとする。

9 生徒証

(1) 生徒証は、必ず携帯し、必要のあるときはいつでも呈示しなければならない。

(2) 生徒証は、他人に貸与または譲渡することはできない。

(3) 生徒証を、紛失またはき損したときは、ただちに発行者に申し出なければならない。

(4) 生徒証は、退学または転学したときは、ただちに発行者に返付しなければならない。

(5) 生徒証の有効期間は、発行の日から3年とする。

10 教育相談（いじめ相談）

- (1) 教育相談に関する秘密は、固く守られます。相談内容はどんなことでも構いません。
- (2) 悩み事・相談事があるときは、一人で抱え込まず、早めに先生や保護者に相談してください。
- (3) 直接相談しにくい場合は、次のページの「教育相談（いじめ相談）シート」に記入して提出しても構いません。
- (4) 次の相談機関（学校外）を利用しても結構です。

○ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）

soudan@center.ysn21.jp

○ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター）

083-987-1240

○24時間子どもSOSダイヤル（やまぐち総合教育支援センター）

0120-0-78310

○ヤングテレホン・やまぐち（山口県警察本部）

0120-49-5150（24時間対応・フリーダイヤル）

○岩国警察署生活安全課少年係

0827-24-0110（代表）

○東部少年サポートセンター

0120-48-5150（フリーダイヤル）

○サイバー犯罪対策室（山口県警本部）

083-922-8983

○山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課）

083-933-4531

○子どもの人権110番（山口地方法務局）

0120-007-110

教育相談（いじめ相談）シート

★ このシートを紛失しないよう、十分注意してください ★

氏名		提出日	令和	年	月	日
相談の内容						

1 記入するときのポイント

相談したい内容を自由に記入してください。その際に、「5W2H」に沿って情報を整理すると分かりやすく、もれなく伝えることができます。5W2Hとは、いつ（When）、どこで（Where）、だれが（Who）、なにを（What）、なぜ（Why）、どのように（How）、どのくらい（How much/How many）の頭文字をとったものです。

2 提出方法

提出方法に決まりはありませんが、プライバシー保護の観点から、次の提出方法をお勧めします。

- 相談しやすい先生に直接手渡しする。
- 学校または相談しやすい先生あてに郵送する（送料は自己負担）。

〒740-1225 岩国市美和町渋前 1275 岩国高校坂上分校（〇〇先生）あて

- 教育相談室前の「教育相談箱」に投函する。

3 その他の相談先（学校外）

- 24時間子ども SOS ダイヤル（やまぐち総合教育支援センター）
0120-0-78310
- ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）
soudan@center.ysn21.jp
- ヤングテレホン・やまぐち（山口県警察本部）
0120-49-5150（24時間対応・フリーダイヤル）

受理者印

1 1 部活動に関する規定

- (1) 部活動は、個性の伸長をはかり、自主性と協調性を養うことを目的とする。
- (2) 部には、校長の委嘱する顧問教諭を置き、顧問の指導助言のもとに活動する。
- (3) 入部については1年生は全員加入が望ましく、2・3年生は自由加入とする。
- (4) 2つの部への入部（兼部）については各部顧問の承諾があれば認める。
- (5) 入・退部をしようとする者は「入(退)部届」を顧問教諭に提出し許可を得る。
- (6) 部には、次の役員を置き、任期は1年とする。部長1名、副部長1名。
- (7) 部の経費は生徒会会計より支出する。部の予算は各部顧問の請求に基づき、生徒会会計係が原案を立て、顧問会議での調整を経て生徒総会の承認を得るものとする。
- (8) 部活動の時間は夏期時間（4月－10月）は18時30分まで、冬時間（11月－3月）17時30分までが原則であるが、顧問教諭がついている場合の時間延長は1時間程度とする。
- (9) 考査発表中及び考査中の部活動について
 - ① 考査発表中の部活動は1時間程度の活動を認める。考査中については全職員の了解をとり、顧問の指導のもとに下校時刻を決め、1時間程度の部活動を認める場合がある。ただし、土曜、日曜、祝・祭日、学校休業日は除く。
 - ② 前回の考査で赤点があった者については、考査発表から考査終了までの間、練習を禁止する。
- (10) 部は次の部を置く。

運動部	ゴルフ ソフトテニス バasketボール（男） バレーボール(女)
文化部	総合文化

- (11) 部の新設、休・廃部は、顧問会議で審議し、職員会議を経て校長が適当であると認めた場合とする。

1 2 同好会に関する規定

- (1) 同好会は同好の者をもって構成するが「部活動に関する規定」に準じた目的で活動するものとする。
- (2) 入退会をしようとする者は「同好会入(退)会届」を顧問教諭に提出し、許可を得る。
- (3) 同好会の経費は生徒会会計より原則として支出しない。ただし、顧問会議及び生徒総会を経て校長が適当であると認めた場合には支出できる。
- (4) 同好会は1年間の活動とする。次年度に継続しようとするときは年度始めに「同好会継続願」を生徒指導部に提出し、許可を得る。
- (5) 同好会は「部活動に関する規定」を準用するものとする。

1 3 部室の使用に関する規定

- (1) 部室の使用は原則として放課後とする。
- (2) 部活動終了後、下校時には必ず施錠する。
- (3) 定期的に掃除をするなど、常に部室の整理整頓を心がける。
- (4) 火気の使用は厳禁である。
- (5) 以上の各項に反したり、部員としてまた生徒としてあるまじき行為を行ったときは部室の使用や部活動の停止を申し渡すことがある。